

その他の飲食店における階段、栈橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	18~19	店舗内の階段を下りる際に4段目から落下した。その時に両足の怪我をした。	47	—
4	21~ 22	当社事業場内キッチンで洗い物の作業中に、食器（皿）を持って洗い場内を移動していたところ、足が滑って転倒し、反射的に左手を床についたため、左手首と左腕を負傷した。	40	10 ～ 29
10	5~6	客がスマートフォンを置き忘れて店を出たので追いかけたところ、階段で足を踏み外して5段ほど尻餅を突きながら踊り場まで落ちた。その際に背中左側を強打した。階段の照明が暗かったのと慌てていたため、足を踏み外した。	72	10 ～ 29
10	9~ 10	出勤時、2階の更衣室から、1階の就業場所へ移動中、階段の残り数段のところで踏み外して、正座をするように床に落下。両足の甲部分を打った。	60	300 ～ 499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html